

議案第79号

職員定数条例中一部改正の件

職員定数条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「18人」を「23人」に改め、同号ウ中「4人」を「3人」に改め、同条第3号中「事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「3人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

会計年度任用職員制度導入に伴う職の整理による任期付き職員の採用及び下水道事業の公営企業会計への移行のため、職員定数の見直しを行うことから、本条例を改正しようとするものであります。

職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) その他の機関の事務部局の職員</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 教育委員会の事務部局の職員 <u>23人</u></p> <p>ウ 農業委員会の事務部局の職員 <u>3人</u></p> <p>エ・オ 一略一</p> <p>(3) 公営企業職員</p> <p>上水道事業及び下水道事業の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) その他の機関の事務部局の職員</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 教育委員会の事務部局の職員 <u>18人</u></p> <p>ウ 農業委員会の事務部局の職員 <u>4人</u></p> <p>エ・オ 一略一</p> <p>(3) 公営企業職員</p> <p>上水道事業の事務部局の職員 <u>3人</u></p>